

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> ( <a href="#">随意契約理由番号</a> )	WTO
1	平成31年度企業等誘致・集積推進事業業務委託	各種施策研究・調査	(一財)大阪国際経済振興センター	57,219,350円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	平成31年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託	各種施策研究・調査	(一財)大阪国際経済振興センター	45,498,839円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	平成31年度OIH(大阪イノベーションハブ)シードアクセラレーションプログラム業務委託	各種施策研究・調査	OSAPプロジェクトコンソーシアム共同体	39,106,800円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	平成31年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運営業務委託	催事	(一財)大阪スポーツみどり財団	12,995,209円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	平成31年度大阪市立美術館大規模改修モデルプラン等作成検討業務委託	各種施策研究・調査	(株)日建設計大阪オフィス	18,360,000円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	平成31年度産業振興・中小企業支援施策の企画推進サポート業務委託	各種施策研究・調査	大阪市経済リサーチコンソーシアム共同体	12,763,635円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
7	平成31年度外国人留学生との連携拡大及び起業支援業務委託	各種施策研究・調査	(公財)大阪国際交流センター	4,281,651円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
8	平成31年度特定計量器定期検査業務委託	その他	(特非)大阪市計量協会	40,743,000円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
9	平成31年度ATCホール管理運営業務委託	催事	アジア太平洋トレードセンター(株)	27,842,400円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
10	平成31年度クラシック音楽普及促進事業業務委託	催事	(公社)大阪フィルハーモニー協会	9,563,400円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
11	旭複合施設吸収冷温水機整備業務委託	機械設備等保守点検	川重冷熱工業(株)西日本支社	27,810,000円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
12	大阪市立港スポーツセンター吸収冷温水機整備業務委託	機械設備等保守点検	パナソニック産機システムズ(株)近畿支店	9,620,640円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
13	平成31年度大阪市立東淀川屋内プール昇降機設備点検整備保守業務委託	機械設備等保守点検	東芝エレベータ(株)関西支社	1,944,000円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
14	平成31年度大阪市立住之江スポーツセンター昇降機設備点検整備保守業務委託	機械設備等保守点検	三精テクノロジーズ(株)	1,004,400円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
15	平成31年度先端技術ビジネス創出支援事業業務委託	各種施策研究・調査	AIDOR共同体	79,620,210円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
16	平成31年度クリエイティブ産業創出・育成支援事業業務委託	各種施策研究・調査	(公財)大阪産業局	59,693,371円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> ( <a href="#">随意契約理由番号</a> )	WTO
17	平成31年度大阪トップランナー育成事業業務委託	各種施策研究・調査	(公財)大阪産業局	68,994,146円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
18	平成31年度グローバルイノベーション創出支援事業(第1期)業務委託	各種施策研究・調査	(公財)大阪産業局	26,997,969円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G26	—
19	プレミアム付商品券発行事業業務委託	その他	JTB・凸版印刷共同事業体	3,737,676,035円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	—
20	平成31年度イノベーション人材の育成・流動化促進事業業務委託	各種施策研究・調査	イノベティブHRコンソーシアム共同体	24,502,500円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
21	大阪の産業資源を活用した魅力発信事業業務委託	その他	大阪魅力発信コンソーシアム共同体	25,114,767円	平成31年4月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
22	プレミアム付商品券事業に係る大阪市総合福祉システム改修業務委託	情報処理	(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西	46,069,344円	平成31年4月15日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
23	平成31年度大阪市都市農業振興事業(産地プラント推進事業)業務委託	各種施策研究・調査	(株)GIVE & GIFT	3,014,668円	平成31年4月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
24	大阪市立下福島プールろ過設備整備業務委託	機械設備等保守点検	ローレル(株) 大阪本社	8,402,400円	令和1年5月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> ( <a href="#">随意契約理由番号</a> )	WTO
25	プレミアム付商品券事業に係る審査事務における大阪市税務事務システム改修業務委託	情報処理	(株)日立製作所 関西支社	4,345,704円	令和1年5月27日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	—
26	大阪市総合福祉システム閲覧用端末設定業務委託	情報処理	(株)大塚商会 LA 関西営業部	1,645,920円	令和1年5月28日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	—
27	サミット会場の一般公開業務委託	催事	(株)電通 関西支社	6,992,668円	令和1年5月30日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
28	プレミアム付商品券審査システム(大阪市総合福祉システム)運用・保守等業務委託	情報処理	(株)エヌ・ティ・ティ・ データ関西	40,254,192円	令和1年6月1日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続きの特例を定める 政令第11条第1項第2号	W2	適用
29	平成31年度あきない伝道師による商店街強化等事業業務委託	催事	商店街強化ネット ワークおおさか共同 体	12,719,442円	令和1年6月3日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
30	農福連携推進事業(農福連携ガイド作成)業務委託	広告代行	(株)ダン計画研究 所	2,500,000円	令和1年6月10日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
31	平成31年度大阪市都市農業振興事業(農業セミナー)業務委託	催事	(株)GIVE & GIFT	3,193,700円	令和1年6月12日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
32	大阪市長居陸上競技場避難誘導灯設備整備業務委託	消防設備保守点検	東芝ライテック(株) 西日本支店	6,804,000円	令和1年6月14日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—

1

## 随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度企業等誘致・集積推進事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪国際経済振興センター

3 随意契約理由

本業務は、大阪経済の活性化に資するため、進出企業との取引を通じたビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加などを目的として、国内外からの企業等の誘致及び市内での再投資を促進するとともに、進出企業等の大阪での定着支援などの取組みを行うものである。

さらに、人材・情報・資金等呼び込み、大阪でのイノベーションを加速させるため、本市の助成金を活用した民間事業者によるオープンイノベーション推進事業やベンチャー成長促進事業を促進する取組みを行うものである。

本業務の遂行には企業等の誘致に関する高度な知識と豊富な経験を有することが不可欠であるため、価格のみによる競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル選定委員会において上記事業者を受注者と決定したことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部立地推進担当（電話番号 06-6615-6765）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託

## 2 契約の相手方

一般財団法人大阪国際経済振興センター

## 3 随意契約理由

本業務は、本市のビジネスパートナー都市との経済交流事業を通じて市内中小企業の海外展開支援を行うものである。

本業務の実施にあたっては、海外現地情報、海外での企業マッチング支援等の高度な知識・豊富な経験、ノウハウが不可欠であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募式プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪国際経済振興センターが契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル選定委員会において一般財団法人大阪国際経済振興センターを受注者と決定したことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3742）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度 O I H（大阪イノベーションハブ）シードアクセラレーションプログラム  
業務委託

## 2 契約の相手方

O S A P プロジェクトコンソーシアム共同体

## 3 随意契約理由

本事業は、イノベーション創出に取り組んでいる関西の自治体と連携して、関西圏域から広くベンチャーを発掘し、大企業（「コーポレート・ベンチャーキャピタル」を含む。）やシードアクセラレーター等と連携して支援するものである。

この取組みを通じて、「大企業とベンチャーとの連携の促進（オープンイノベーションの進展）」、「シード期～スタートアップ期に対する投資資金供給体制の充実（関西におけるシードアクセラレーター機能の充実）」、「既存のものづくり中小企業との連携」など、イノベーション・エコシステムの要素となるあらゆる資源を巻き込み、関西のイノベーション・エコシステムの充実強化を図る。

本事業の遂行においては、資金調達（資本政策）、組織・人事、法務、起業家支援などに関する専門的知識や能力、経験がより重要であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものとして、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受ける公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験を有する外部の者で構成する有識者会議による審査を行い、同会議の審査結果をもとに、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業体を受注者と決定したことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部イノベーション担当（電話番号 06-6615-3018）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運營業務委託

## 2 契約の相手方

一般財団法人大阪スポーツみどり財団

## 3 随意契約理由

生涯スポーツ振興のためには、初心者でも気軽にできるスポーツに取り組める活動の場を提供することが必要である。特に、昼間に仕事をしている人など、スポーツ活動のための時間が限られる市民のために、平日の夜間や休日に自宅や職場の近くで参加できるスポーツ教室の充実が重要である。本市では、市立小・中・高等学校の体育施設（体育館、テニスコート等）を活用して、市民レクリエーションセンターを開設し、平日の夜間や休日にさまざまな種目のスポーツ教室を実施することにより、市民のスポーツ振興を図ってきたところである。

しかしながら、市民のライフスタイルやスポーツへの取り組み方が多様化するなかでは、これらを的確に把握し、専門的な視点をもって企画運営にあたることが求められる。

よって、魅力ある市民レクリエーションセンタースポーツ教室を実施するため、その企画運営において、民間事業者の持つノウハウや発想、創造性を活かすため、価格のみの競争入札の形式をとらず、事業提案により事業者を募集・選定することとした。

その結果、1 事業者から応募があり、外部委員 3 名からなる有識者会議による企画提案書審査及びプレゼンテーション審査の結果を基に、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において、一般財団法人大阪スポーツみどり財団を受注予定者に決定したことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3883）



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度大阪市立美術館大規模改修モデルプラン等作成検討業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社日建設計 大阪オフィス

## 3 随意契約理由

大阪市立美術館（以下、「美術館」という。）は国宝・重要文化財を含む貴重な作品を有し、国立博物館に次ぐ収蔵作品数を誇り、建物は「近代日本式」建築様式で文化財登録され、80 年の歴史の中で大阪市民に親しまれている美術館である。こうした美術館のコンセプトをより明確にし、新たに建設される大阪中之島美術館、東洋陶磁美術館との連携をすすめ、さらなる美術館の魅力向上及び集客力向上、来館者満足度向上をめざすために大規模改修を実施することとしている。

本業務は、今後の美術館のコンセプトや展示のあり方を踏まえ、改修内容を精査し、設計条件を整理したうえで、今後実施予定の設計業務等を行う上で基礎となるモデルプランを作成するものである。

本業務は、美術館運営や施設整備にかかる高度な専門的知識と必要なノウハウ等を有し、実効性のある提案ができる事業者が受注することが必要であることから、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが可能な公募型プロポーザル方式により受注者を選定することを決定した。

学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、株式会社日建設計大阪オフィスの評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル選定委員会において株式会社日建設計大阪オフィスを受注者と決定したことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5184）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度産業振興・中小企業支援施策の企画推進サポート業務委託

## 2 契約の相手方

大阪市経済リサーチコンソシアム共同体

## 3 随意契約理由

本業務は、経済・統計指標の分析や市内企業の景況調査を通じて、事業者を取り巻く経済の実態をはじめ、市内事業者が直面する課題やニーズ等をタイムリーに把握するとともに、これらの情報を踏まえて本市として推進すべき産業振興・中小企業支援施策の検討・実施等に対して適切な助言や提案を行うものである。

本業務の実施にあたっては、本市経済情勢の的確な把握等、高度で専門的な知識を必要とする業務であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者が契約相手方として妥当であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3774）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度外国人留学生との連携拡大及び起業支援業務委託

## 2 契約の相手方

公益財団法人大阪国際交流センター

## 3 随意契約理由

本事業の目的は、大阪市内に多数の留学生が居住・活動している特性を活かし、大阪のまちな国際化や魅力向上のため、国際的な視点・能力をもつ留学生が主体的に企画や運営に携わることのできる交流プログラムを実施し、留学生のキャリアアップにつなげるとともに、地域への愛着を醸成することで、地域で活躍する国際人材としての育成・定着を図ることである。

また、留学生の起業支援を通して、地域を拠点とする新たなビジネス創出、国際人材の定着を促進することである。

本事業の効果的な遂行については、留学生に関する法制度や社会環境、行動様式などについて、高度な知識と豊富な経験、幅広いネットワークが必要であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものとして、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受ける公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

先に実施した本事業の公募型プロポーザルにおいて、学識経験者等の有識者 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、公益財団法人大阪国際交流センターの提案が最も優れたものであり、契約相手方として最適であるとのことであつたため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル選定委員会において同社を受注者として決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当することから当該事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

經濟戰略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3743）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度特定計量器定期検査業務委託

## 2 契約の相手方

特定非営利活動法人大阪市計量協会

## 3 随意契約理由

本業務は、計量法第 19 条で都道府県知事又は政令で定める特定市町村の長（以下、「特定市町村の長等」という。）が行うこととされているが、指定定期検査機関を指定し同機関に定期検査業務を行わせることで、特定市町村の長等による定期検査実施が不要になることが同法 20 条で定められている。

そのため、本市では、効果的・効率的な行政サービスの提供を行うため、平成 24 年度から同法第 20 条に基づく指定定期検査機関制度を導入している。

同法には自治体が複数の者を指定定期検査機関とすることを妨げる規定が存在しないため、本市では、複数の指定定期検査機関の競争による効率的で質の高い行政サービス提供をめざし、その指定のための公募を毎年実施しているが、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の間で本市指定定期検査機関としての指定を受けた者は、特定非営利活動法人大阪市計量協会のみである。

以上の理由により、本業務を適法に受注可能な者は上記事業者のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部計量検査所（電話番号 06-6577-5888）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度 A T C ホール管理運営業務委託

## 2 契約の相手方

アジア太平洋トレードセンター株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は、アジア太平洋トレードセンター（A T C）の関連施設であり、公共的空間として認められる A T C ホールについて、施設の適正な管理運営を図ることにより、大阪経済の国際化・活性化及び咲洲コスモスクエア地区における賑わい創出の役割を果たすものである。

A T C ホールは、咲洲コスモスクエア地区全体のビジネス機能並びに集客機能の向上、さらには隣接する国際見本市会場インテックス大阪との一体化利用を図ることを目的として、本市とアジア太平洋トレードセンター株式会社が建設分担し、共有施設として設置された。以降、ビジネス交流機能の促進につながる展示・見本市等や企業の研修会、さらには広く一般市民を対象とする集客イベント等が開催されており、同社は、催事誘致・運営に関する蓄積したノウハウ・体制を有し、これまで一体的に管理運営してきた実績があり、本市の産業振興施策において一定の成果を上げている。

本業務の実施にあたっては、本市と同社が持分割合で所有している共有施設であるため、同社以外の者に履行させた場合、持分比率による分割運営は困難であり、責任所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。効率的に運営し効果的な利用促進を図る観点から、ホール全体を同社が一体的に運営することが適正である。

以上の理由により、上記事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3741）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度クラシック音楽普及促進事業業務委託

## 2 契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会

## 3 随意契約理由

本業務は、クラシック音楽の普及促進を図ることを目的に、市民が気軽に音楽活動が出来るよう、大阪フィルハーモニー会館のホール、スタジオの貸し出しや、市民の音楽活動の支援を行う業務、並びに、同会館において、広く市民がクラシック音楽を楽しめるようコンサートを開催する業務であり、実施にあたり区シティ・マネージャーが方針を決定し、局が執行する事務に分類されている業務である。

同会館が所在する西成区としては、区の将来ビジョン等にも、大阪フィルハーモニー交響楽団を魅力あふれるコンテンツとして“区の財産”と位置付け、同楽団を積極的に区のイメージアップやプロモーションに活用していく方針であり、区内有数の文化施設である同会館について、地元住民をはじめとした市民に開かれた形で引き続き有効利用することとしている。

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は、日本有数のプロオーケストラとして公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟している大阪フィルハーモニー交響楽団の運営を行っており、音楽に関する幅広く専門的な知識やノウハウを十分有しているため、市民の音楽活動に関する支援やアドバイス、情報提供を的確に行うことができる。また、年間 80 回を超えるクラシックコンサートを開催しており、従前から本市と連携した市民向けコンサートの開催実績も多数あることから、規模、対象、内容、料金に応じた演奏会の開催ノウハウを十分有している団体である。

さらに、同会館の管理を行っており、事務局をおいていることから、市民からの同会館の利用要望に対しても、迅速・的確・合理的に対応できる団体である。

以上の理由により、同区の方針を踏まえ、同会館の市民利用促進並びに同会館を活用したコンサートの開催を効果的に担える唯一の団体であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5176）



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

旭複合施設吸収冷温水機整備業務委託

## 2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社 西日本支社

## 3 随意契約理由

本業務は旭複合施設に設置された館内空調の熱源設備である吸収冷温水機（以下、「設備」という。）の劣化部品の整備業務を行うものである。

本設備は、旭複合施設の館内を適正な室温に維持するための館内空調機の熱源を作り出す設備であるが、設置後 21 年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じていることから能力低下を起し、設備として十分な能力が発揮されていない状態である。このままでは、適正な室温維持ができず、館内利用者に多大な迷惑をかけ、館の運営に支障をきたすため、設備を構成する劣化部品の取替及び機器の整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本設備の整備作業を行うには製造事業者のみが有する本設備の構成及び特性・機能に関する独自の高度な専門知識及び技術が必要である。また、機器の制御方法は他社とは異なりその内容については社外秘となっているため、機器の内部構造やシステムを熟知した専門的な知識や技術が必要不可欠であることから、本業務の履行にあたっては、上記製造事業者のみが設備の機能維持確保を図ることができる唯一の事業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市立港スポーツセンター吸収冷温水機整備業務委託

## 2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ株式会社 近畿支店

## 3 随意契約理由

本業務は、大阪市立港スポーツセンター（以下、「当該施設」という。）に設置されている吸収冷温水機（以下、「設備」という。）について、劣化部品の整備業務を委託するものである。

本設備は、空調設備の冷温水（熱源）を作り出す装置で、当該施設の館内を適正な温度に維持する目的で設置されたものであるが、設置後 24 年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じ設備として十分な能力が発揮されず、館内を適正な温度に維持することが困難な状態となっている。

当該施設は、有料施設であり多くの施設利用者が健康増進や交流を目的として利用されていることから、本設備が故障している状態では、施設利用者に多大な迷惑をかけ、当該施設の運営にも支障をきたすため、本設備の劣化部品の取替整備を行い正常な状態に復旧する必要がある。

本設備は、旧三洋電機株式会社（現パナソニック株式会社）が製造した設備であり、整備作業を行うには製造事業者のみが有する本設備の構成及び特性・機能に関する独自の高度な専門知識及び技術が必要で、また試運転調整時には機器専用データ解析を行いその内容については、社外開示不可となっていることから、製造事業者でなければ取替整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、旧三洋電機株式会社（現パナソニック株式会社）が製造した業務用空調機（吸収冷温水機等）の保守サービス・修理・整備作業業務全般を委託された上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

經濟戰略局 企画總務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市立東淀川屋内プール昇降機設備点検整備保守業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市立東淀川屋内プールに設置されている昇降機設備について、点検整備保守業務を委託するものである。

上記事業者は、当該設備を製造した事業者であり、安全性の確保並びに製造事業者責任及び保守責任の一元化のため、本案件を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市立住之江スポーツセンター昇降機設備点検整備保守業務委託

2 契約の相手方

三精テクノロジー株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市立住之江スポーツセンターに設置されている昇降機設備について、点検整備保守業務を委託するものである。

上記事業者は、当該設備を製造した事業者であり、安全性の確保並びに製造事業者責任及び保守責任の一元化のため、本案件を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度先端技術ビジネス創出支援事業業務委託

## 2 契約の相手方

AIDOR 共同体

## 3 随意契約理由

本業務は、テクノロジー等を活用したビジネスの支援拠点「TEQS」の運営やインキュベーションオフィスの提供による創業期の企業育成、IoT・ロボット関連ビジネスの創業プログラムの実施、実証実験フィールドの提供等による実証実験支援など、事業化まで一貫した支援等を行うことにより、先端技術を活用した新たなビジネスの創出を図るものである。

本業務においては、受注者が高度で専門的な技術力や知識及び創造性のある戦略を遂行する能力を有することが必須である。

そのため、平成 29 年の業務委託公募の際、その性質及び目的が競争入札に適しないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定した。

また、継続的な支援をベースとした、より質の高い業務提案を受けることが可能であることから、複数年を見据えた公募手法（平成 30 年度～平成 32 年度まで同一の受注者による業務の履行を可能とするもの。単年度契約で最大 2 回更新）を採用し、学識経験を有する外部の者で構成する有識者会議での審査結果をもとに受注者を決定した。

上記受注者においては、平成 30 年度上半期における業務の履行状況は良好であり、契約締結時に定めた「翌年度の更新の条件」を満たしていることから、更新が適当でないと判断する特別な理由はない。以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部イノベーション担当（電話番号 06-6615-3726）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度クリエイティブ産業創出・育成支援事業業務委託

## 2 契約の相手方

公益財団法人大阪産業局

## 3 随意契約理由

本業務は、クリエイターやクリエイティブ関連企業のビジネスにつなげるためのネットワーク構築を図るとともに、クリエイター同士や企業との協働の促進及びマッチングによる新規事業の創出や、既存事業の高度化、高付加価値化を行うクリエイターの「プロデュース能力」の向上、ビジネスモデルや協働事例の効果的な発信など、総合的な視点からクリエイティブ産業の振興を行うものであり、高度で専門的な技術力や知識及び創造性が求められる。

このため、平成 29 年の業務委託公募の際、その性質及び目的が競争入札に適しないものであり、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

また、継続的な支援をベースとした、より質の高い業務提案を受けることが可能であることから、複数年を見据えた公募手法（平成 30 年度～平成 32 年度まで同一の受注者による業務の履行を可能とするもの。単年度契約で最大 2 回更新）を採用し、学識経験を有する外部の者で構成する有識者会議での審査結果をもとに、上記事業者を受注者として決定した。上記事業者においては、平成 30 年度上半期における業務の履行状況は良好であり、契約締結時に定めた「翌年度の更新の条件」満たしていることから、更新が適当でないと判断する理由はない。以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部イノベーション担当（電話番号 06-6615-3726）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度大阪トップランナー育成事業業務委託

## 2 契約の相手方

公益財団法人大阪産業局

## 3 随意契約理由

本事業は、医療・介護・健康分野等において新たな需要の創出が期待できる製品・サービスのプロジェクトを発掘・認定し、認定したプロジェクトに対してコーディネータが伴走し、認定プロジェクトの課題に応じた継続的サポート（ハンズオン支援）を実施するとともに中小企業の新事業創出を促進するものである。

本事業において、プロジェクトが抱えるあらゆる課題に対応した支援メニューを提供することや、中小企業の新規プロジェクト創出を促進する事業を実施するには、受注事業者の専門的知識や能力、経験がより重要であるため、その性質及び目的が競争入札に適しないものである。そのため、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

上記事業者においては、平成 30 年度上半期における業務の履行状況は良好であり、契約締結時に定めた「翌年度の更新の条件」を満たしていることから、更新が適当でないと判断する特別な理由はない。以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部イノベーション担当（電話番号 06-6615-3726）



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度グローバルイノベーション創出支援事業（第 1 期）業務委託

## 2 契約の相手方

公益財団法人大阪産業局

## 3 随意契約理由

平成 31 年度グローバルイノベーション創出支援事業（以下、「本事業」という。）は、グランフロント大阪・ナレッジキャピタルに設置した「大阪イノベーションハブ」を拠点に、様々なイベントや国際会議などを通じてイノベーションを起こす人材や支援者等を集積・結合させ、チーム組成、事業化プロジェクトの創出につなげるものである。

当初、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）による発注案件として選定作業を進めていたが、有識者会議（企画提案評価）において、本来であれば参加申請者の名称を伏せて審査を行うべきところ、参加申請者名を発してしまったことにより、公正な選定ができなくなる恐れがあるため、公募を中止した。

なお、本事業は地方創生推進交付金の交付対象事業となっており、平成 28 年度～平成 32 年度までの間、各年度において達成が求められる指標があることに加え、施設稼働率も高く、既に平成 31 年 4 月以降の市民利用申請等を多数収受している。

また、経済戦略局では、平成 31 年度の局運営方針（案）における「局の目標」として、「持続的に経済成長する大阪」の実現をめざすことを掲げ、「局運営の基本的な考え方」として、「大阪イノベーションハブ」での取組み等を活かしたイノベーションが次々と生まれる好循環づくりを推進することとしている。このため、当該事業を実施しない期間があると、継続的にイノベーションを生み出し続けることが出来なくなり、局運営に支障をきたすこととなる。

以上のことから、平成 31 年 4 月 1 日からの事業実施が必要不可欠であることから、平成 31 年 4 月 1 日からの事業については、平成 28 年に公募により選定された、上記事業者へ委託する以外に手法がない。また、当該事業については、事業者の公平性の観点から公募によることが望ましい。このことから、事務スケジュール上実施可能な平成 31 年 8 月 1 日を目途に受注者を公募のうえ選定するため、今回の契約は平成 31 年 7 月 31 日までとする。

以上の理由により、上記事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に基づき特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部イノベーション担当（電話番号 06-6615-3018）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

プレミアム付商品券発行事業業務委託

## 2 契約相手方

JTB・凸版印刷共同事業体

## 3 随意契約理由

プレミアム付商品券事業については、消費税及び地方消費税引き上げが低所得者及び子育て世帯（以下「商品券購入対象者」という。）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起及び下支えするため商品券購入対象者に対してプレミアム付商品券を発行及び販売するものである。

当該事業は、国が全市区町村に対して事業の実施を要請し、補助要件に定める事項には国庫補助金が交付される等、社会的政策としての性格を有する事業である。

本市としても事業実施主体として重要な事業として位置づけており、事業の目的達成のために着実に事務を推進する必要がある。

本事業の主な内容は、対象者リストの作成及び想定対象者への広報活動、管理システムの構築、商品券利用可能店舗の公募、商品券の販売方法及び販売期間の検討、購入希望申請書及び購入引換券並びに商品券の作成、換金事務に係る金融機関等との調整等広範に及んでいるため、本市直営で実施することが合理的でないことから、これらの業務を委託する必要がある。また、これらの業務はいずれも相関性が極めて高いため、一括で運營業務を委託することが合理的である。

今般、内閣府における制度の設計が完了したことから、平成31年2月12日にプレミアム付商品券事業全国自治体説明会が開催され、都道府県及び政令指定都市に対して、実施要領の草案が示されたところであり、本市としても地域実情を踏まえた早期の計画策定着手が事業の目的達成のための喫緊の課題である。また、本市の制度対象者は全国で突出した最大規模と見込まれることから、他都市と比べて業務設計、印刷物作成、商品券販売準備などの各工程に多くの時間を要するが、政策目的に照らし、商品券購入対象者の利便性を考慮して可能な限り商品券の使用期間を長く確保するためには、上記に挙げた事務を速やかに遂行する必要がある、遅くとも平成31年度期首から事務に着手しなければならないことから、事業者選定のために競争入札に付す時間的猶予がない。

仮に、本件の事業者選定のために競争入札に付した場合、早期の事業着手ができず、

商品券の引換開始時期が遅くなり、その結果商品券の使用期間が短くなるなど商品券購入対象者へ多大な不利益（損害）を及ぼすことから、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するため、随意契約を締結した。

なお、従前の類似の商品券事業を受託した経験から、商品券事業に精通し、業務内容を掌握しており履行能力を備えていると認められる上記事業体に対して、本件を委託することがプレミアム付商品券事業を安定かつ円滑に遂行するために最も合理的である蓋然性が高いことから、上記事業体と特名随意契約を締結した。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

#### 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（プレミアム付商品券事業担当）

（電話番号 06-4256-5321）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度イノベーション人材の育成・流動化促進事業業務委託

## 2 契約の相手方

イノベティブ HR コンソーシアム共同体

## 3 随意契約理由

本事業において、受入側の中小・ベンチャー企業の課題等の把握・分析や必要な人材像の明確化、諸条件を踏まえた送出側企業とのマッチング活動及びフォローアップなどを効果的に推進していくためには、高度で専門的な知識や能力、経験が求められることから、平成 30 年度の業務委託公募の際、その性質及び目的が競争入札に適しないものであり、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

また、継続的な支援をベースとした、より質の高い業務提案を受けることが可能であることから、複数年を見据えた公募手法（平成 30 年度～平成 32 年度まで同一の受注者による業務の履行を可能とするもの。単年度契約で最大 2 回更新。）を採用し、学識経験を有する外部の者で構成する有識者会議での審査結果をもとに、イノベティブ HR コンソーシアム共同体を受注者として決定した。

上記受注者においては、平成 30 年度における業務の履行状況は良好であり、契約締結時に定めた「翌年度の更新の条件」を満たしていることから、更新が適当でないと判断する特別な理由はなく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3774）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪の産業資源を活用した魅力発信事業業務委託

## 2 契約の相手方

大阪魅力発信コンソーシアム共同体

## 3 随意契約理由

本業務は、世界から多くの集客が見込まれる大型展示会において、大阪の中小企業の魅力を発信するものであり、出展テーマの設定、出展者の選定が事業の根幹となる。

このため、中小企業の販路拡大等の支援施策やサポート事業の実践に関することに関する専門的な知識を必要とする業務であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、大阪魅力発信コンソーシアム共同体の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであつたため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において大阪魅力発信コンソーシアム共同体を受注者と決定したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3761）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

プレミアム付商品券事業に係る大阪市総合福祉システム改修業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

## 3 随意契約理由

プレミアム付商品券事業を行うにあたり、本市における対象者は約73万人を想定しており、非課税対象者については、短期間に大量の申請勧奨や審査を行う必要があり、円滑に事業を実施するためには、可能な限り対象者を確定し、個別の申請勧奨を行うとともに、効率的な審査の実施などにより、申請から購入引換券交付までの期間の短縮を図ることが必要である。

そこで、非課税世帯分の申請対象者から除外される被保護者等の情報を保有する「総合福祉システム」を活用し、「住民基本台帳事務システム」及び「税務事務システム」へリンクージさせることにより申請者の資格要件について審査を行えるプログラムを開発する。

総合福祉システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西が、設計・開発の業務委託を行っており、当初開発から仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯やそれに対するシステム改修も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができ、障害発生時において迅速かつ的確に原因究明を行うことが可能であり、復旧にも速やかに対応できる。仮に同事業者以外の者に履行させた場合、障害等が発生した際に、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあることから、同事業者が本業務を遂行できる唯一の業者である。また、「住民基本台帳事務システム」の開発保守にも携わっており、システム間の連携についても円滑な調整が可能である。

以上の理由から、上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（プレミアム付商品券事業担当）  
（電話番号 06-4256-5245）



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度大阪市都市農業振興事業（産地ブランド推進事業）業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 G I V E & G I F T

## 3 随意契約理由

本事業は、農業者と食品関連事業者の連携、並びにマルシェや農業体験を通じ市内農業及び市内産農産物の魅力・価値を広く発信することで、市民の理解を醸成し、市内産農産物のブランド化を推進し、安定した農業経営を実現することを目的としている。

本事業の効果的な運営には、市内農業者が安定的な農業経営を継続するために食品関連事業者等との連携や更なる販路拡大や、市内産農産物の魅力を積極的に発信することが必要であり、高度な知識と豊富な経験が必要となる。

よって、民間事業者のもつ農業振興に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、価格のみの競争入札の形式をとらず、事業提案により事業者を募集・選定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル選定委員会において上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3751）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市立下福島プールろ過設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

ローレル株式会社 大阪本社

## 3 随意契約理由

本業務は、大阪市立下福島プール（以下、「施設」という。）に設置された25mプール用、ジャグジープール用及び屋外プール用に設置されたろ過設備の一部である水質監視装置（以下、「設備」という。）について、劣化部品の整備業務を委託するものである。

本設備は、プール水の残留塩素濃度を一定基準に保つために残留塩素濃度を測定する装置で、設置後19年が経過し、経年劣化により部品に動作不良が生じており、設備として十分な能力が発揮されず、プール水の残留塩素濃度を基準内に維持することが困難な状態となっている。

本施設は、有料施設となっており、多くの施設利用者が健康増進や交流を目的に利用していることから、本設備の部品に動作不良が生じている状態では、施設利用者が施設を利用できなくなり、館の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の整備を行い正常な状態に復旧する必要がある。

本業務は、設備を構成する一部について整備するものであり、その構成は施設独自に構成されたもので、上記事業者が構成から保守点検に至るまでの業務を一貫して請け負っており、迅速かつ正確に整備を行うことができると考えられる。また、上記事業者以外に業務を実施させると、今後障害が発生した場合、復旧のための責任の所在が不明確となり、責任の一元化を図ることができず、故障発生時の対応が困難となるなど著しく支障が生じる恐れがある。

以上の理由により上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

經濟戰略局 企画總務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

プレミアム付商品券事業に係る審査事務における大阪市税務事務システム改修業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

## 3 随意契約理由

プレミアム付商品券事業を行うにあたり、プレミアム付商品券購入引換券交付申請書の提出者に対して、国の実施要領に基づき審査をする必要があるが、一要件として、令和元年度分の市民税が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市民税を免除された者（当該市民税が課されている者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族等を除く。）に該当するか（以下「税の審査要件」という。）を確認する必要がある。このため、審査対象者の抽出等を行う商品券審査システムの機能を保有する大阪市総合福祉システムとネットワーク接続をし、税の審査要件の確認を行うための連携機能について、大阪市税務事務システムの改修を行う。

今回の大阪市税務事務システムの改修及びテストの実施にあたっては、各業務システム間の連携構成をはじめ、本市ネットワーク基盤（業務系ネットワーク・統合基盤システム等）との関連性等を熟知・精通した業者でなければ、ソフト及びハード障害時の影響範囲調査や即時対応が困難であり、その結果、証明書発行等の市民サービスを行ううえで著しい支障が生じるおそれがある。

株式会社日立製作所関西支社は、本市より大阪市税務事務システムの設計・開発の業務を受託しており、開発当初から仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容、経緯、及びそれに対するシステムの改修も熟知している。そのため、機能の追加やシステムの改修に際しても、その調査・検討を迅速かつ効率的に実施することができ、障害発生時には迅速かつ的確に原因究明を行うことが可能であり、復旧にも速やかに対応できる。

以上の理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（プレミアム付商品券事業担当）

（電話番号 06-4256-5245）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市総合福祉システム閲覧用端末設定業務委託

## 2 契約相手方

株式会社 大塚商会 LA関西営業部

## 3 随意契約理由

大阪市総合福祉システム(以下、「福祉システム」という。)閲覧用端末については、プレミアム付商品券事業に係る業務用として新たに調達(リース契約)したものであり、当該業務で使用できる状態にするためには、当該端末の設定作業が必要である。

閲覧用端末の設定については専門性が高く本市職員が実施することが不可能であるため、専門業者に委託する必要がある。上記事業者は、現行の福祉システムの業務端末における保守業者であり、設定後の端末障害等トラブル発生時において、迅速かつ正確に対応できると考えられる。仮に上記事業者以外の者に本業務を委託した場合、今後、端末障害等が発生した際に、復旧のための責任の所在が不明確となり、責任の一元化を図ることができず、故障発生時の対応が非常に困難となるなど、本業務だけでなく福祉システムに対しても著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、上記事業者のみが施行できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課(プレミアム付商品券事業担当)  
(電話番号 06-4256-5245)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

サミット会場の一般公開業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社電通 関西支社

## 3 随意契約理由

本業務は、未来を担う子どもたちをはじめとした大阪市民等が、国際政治のダイナミックな動きを間近で感じられる機会を創出するため、G20 大阪サミットの開催終了後に、その会場であるインテックス大阪において、首脳会議場等を一般公開するものである。

G20 大阪サミットは、G20 メンバー国や招待国の首脳、国際機関など、37 の国や機関が参加し、経済分野を主要議題として毎年開催される国際会議である。安全・安心な会議環境を確保し、G20 大阪サミットを成功に導くため、開催前から様々な警備・警戒等が実施される。

本業務の競争入札を実施するためには、一般公開する公開施設及び周辺のレイアウト図や警備・警戒等にかかる資機材等の設置情報を事前に提供する必要があるが、安全や秩序維持の観点から機密情報にあたるため、提供は不可能である。また、本業務の実施期間中は会議場等の撤去工事を行っており、本業務と撤去工事との動線等を調整する必要がある。

以上の理由により、G20 大阪サミットの会議場等の設営・撤去事業者である上記事業者でなければ、本業務の履行ができず、仮にその他の者に履行させ、安全や秩序維持にかかる問題が発生した際には、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。このため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部サミット担当（電話番号 06-6210-9412）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

プレミアム付商品券審査システム（大阪市総合福祉システム）運用・保守等業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

## 3 随意契約理由

プレミアム付商品券事業を行うにあたり、プレミアム付商品券審査システム（以下「審査システム」という。）の稼働準備期間のデータセットアップ作業、審査システム稼働期間のシステム保守及び問い合わせ対応、審査システム稼働終了後のバックアップに関する問い合わせ対応が必要なため運用・保守等業務委託の契約が必要となる。

プレミアム付商品券審査システムの運用・保守等業務を委託するにあたっては、システム内容、使用機器構成、電算処理手法などについて十分に理解し、障害発生時には迅速かつ確に対応できることが必要不可欠である。

プレミアム付商品券事業に係る申請勧奨者の抽出及び審査を行う審査システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西が大阪市総合福祉システム（以下「福祉システム」という。）のサブシステムとして開発を行っているが、同事業者は元のシステムとなる福祉システムの開発事業者でもあることから、同事業者は開発当初から仕様の細部まで把握し、これまでの制度改正の内容、経緯及びそれに対するシステム改修も熟知している。そのため、審査システムの運用・保守に関わっての調査・検討についても迅速かつ効率的に実施することができ、障害発生時において原因究明や復旧対応等を迅速かつ的確に行える。

また、同事業者は福祉システムの運用・保守も行っており、仮に同事業者以外の者に履行させた場合、障害等が発生した際に、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあることから、同事業者が本業務を遂行できる唯一の事業者である。

以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号

## 5 担当部署



経済戦略局産業振興部産業振興課（プレミアム付商品券事業担当）  
（電話番号 06-4256-5245）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度あきない伝道師による商店街強化等事業業務委託

## 2 契約の相手方

商店街強化ネットワークおおさか共同体

## 3 随意契約理由

本業務は、市内の商店街・問屋街・小売市場（以下「商店街団体等」という。）の課題解決や集客力・販売力等の向上に向けて、SNS等を活用した情報発信やインバウンド対策等によって商店街団体等の活性化に取り組んでいるキーパーソンを「あきない伝道師」として活用し、その成果事例やノウハウ等の経験を幅広い商店街団体等に伝承するものである。

具体取組として、セミナー等の開催、商店街団体等の実践的な取組等の支援を行うことで商機能の強化を図り、商店街団体等の持続的発展に寄与することを目的としており、その実施にあたっては、受注者の持つ商店街の活性化の方策に関するノウハウやSNSの活用やインバウンド対策等に関する幅広い知識と経験、専門性を活用する必要があるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、商店街強化ネットワークおおさか共同体の提案は、契約相手方として適切であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル選定委員会において商店街強化ネットワークおおさか共同体を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3781）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

農福連携推進事業（農福連携ガイド作成）業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社ダン計画研究所

## 3 随意契約理由

本事業は、大阪市都市農業振興基本計画に基づき実施するものであり、都市農業の用に供される土地を新たに創出する観点から、低未利用地や老朽化した建物敷地等を活用し、農業分野と福祉分野が連携した取り組みを推進する必要があると考え、農福連携の現状や課題等を把握するとともに大都市ならではの農福連携の可能性を探り、「大阪市農福連携ガイド」の作成を委託するものである。

本事業の効果的な運営には、農福連携の現状や課題等を把握するとともに大都市ならではの農福連携の可能性を探り、「大阪市農福連携ガイド」を作成することについて、高度な知識と豊富な経験が必要となる。

よって、民間事業者のもつ農福連携に関するネットワークや農福連携ガイドの作成に関するノウハウなど幅広い知識と経験、専門性を活用するため、価格のみの競争入札の形式をとらず、事業提案により事業者を募集・選定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル選定委員会において上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3751）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度大阪市都市農業振興事業（農業セミナー）業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 G I V E & G I F T

## 3 随意契約理由

本事業は、都市農業の継続には、農業者個人の努力に加え、地域住民の農地・農業に対する認識の確認や理解醸成が必要なことから、農業者と市民に対して一体的に事業実施することで効果的な農業振興を図るものである。

本事業の効果的な運営には、やる気と実力を備えた農業者の創出・育成や地域住民の理解が必要不可欠であり、地域住民への農地・農業に対する理解醸成を目的としたセミナー等の開催について、高度な知識と豊富な経験が必要となる。

よって、受注者のもつ農業振興に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、価格のみの競争入札の形式をとらず、事業提案により事業者を募集・選定することとした。

その結果、2者から企画提案があり、外部委員3名からなる有識者会議によるプレゼンテーション審査の評価結果を基に、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において、受注予定事業者を決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3751）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市長居陸上競技場避難誘導灯設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

東芝ライテック株式会社 西日本支店

## 3 随意契約理由

本業務は、大阪市長居陸上競技場（以下「競技場」という。）に設置された避難誘導灯設備（以下「設備」という。）の劣化部品の整備業務を行うものである。

本設備は、自動火災報知設備と連携し施設利用者を敏速、安全に避難が行えるように設置された設備であるが、設置後 25 年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の動作不良が生じていることから、防災管理ができず、施設利用者に多大な迷惑をかけ、施設の運営に支障をきたすため、避難誘導灯設備の取替及び周辺機器の整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本設備は、本競技場用に消防認定をうけるため独自の設計に基づき製造されていることから、整備に際しては製造事業者独自の技術を要するため、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記製造事業者のみが施行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5145）